

岐阜県公報

号 外 (三) 令 和 七 年 十 月 一 日

目 次

教育委員会教育長訓令甲

○教育長の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令
○岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

(教育総務課)
(同)

ページ
一

教育委員会教育長訓令甲

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第二号

教育長の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十月一日

岐阜県教育委員会
教育長 堀

貴 雄

教育長の権限の委任に関する規程の一部を改正する訓令

教育長の権限の委任に関する規程（昭和三十七年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「の承認」の下に、「請求範囲の申出の受理」を加える。

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

岐阜県教育委員会教育長訓令甲第三号

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和七年十月一日

岐阜県教育委員会
教育長 堀

貴 雄

岐阜県教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県教育委員会事務決裁規程（昭和五十一年岐阜県教育委員会教育長訓令甲第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一六の項中「の承認」の下に「請求範囲の申出の受理」を加える。

附 則

この訓令は、令和七年十月一日から施行する。

令和七年十月一日発行

発 行 者
発 行 所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐 阜 県 庁

編 集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁 岐阜文芸社